

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部森づくり推進課機能保全担当
内線番号	5030

No.	項目	内容
①	処分名	保安林内の立木伐採の許可
②	法令名	森林法
③	法令番号	昭和26年法律第249号
④	根拠条項	第34条第1項、第3項、第6項、第7項
⑤	処分権者	京都林務事務所長、各広域振興局長
⑥	法令の定め	第34条第1項 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。 第3項 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。 第6項 第1項の許可には、条件を付することができる。 第7項 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。 (政令)保安林施行令第4条の2
⑦	審査基準	①森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) 第4 1 ②保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知) 第4
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 30日
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	30日
⑫	問合せ	森づくり推進課機能保全担当(075-414-5021) 山城広域振興局農林商工部森づくり推進室(0774-21-3087) 南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室(0771-22-1019) 中丹広域振興局農林商工部森づくり推進室(0773-62-2586) 丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室(0772-62-4317) 京都林務事務所治山課(075-451-5725)
⑬	備考	